

## 全国ろうあ者体育大会(夏季)競技会の中止に関して(事情により中止する場合の基準)

1. 参加料の返金は「大会参加申込締切日以降、理由の如何にかかわらず返金しない」とあるため、競技会中止による参加料の返却はない。
2. 但し、主催者の都合による理由の場合、以下を除き、返却する場合がある。
  - ① 天災地変等、気象条件による場合。
  - ② 運送機関のスケジュール、交通事情、その他やむをえない場合。
  - ③ その他主催者では不可抗力による理由の場合。
3. 競技会実施当日の天候条件によって、決行か中止かの事項は「荒天時における競技実施態勢については主催者において決定する」となっているが、これを具体的に示したのが下記である。なお、雨天等による順延は行なわない。
4. 天災地変等、気象条件による場合(地震や津波等)
  - (1) 当日の実行委員会の受け入れ態勢が整わない場合、主催者団体は実行委員会と確認のうえ、中止決定とする。
  - (2) 台風等による場合
    - ① 実行委員会は、台風が現地に接近する場合、主管競技団体と協議のうえ、競技実施日の前々日(競技会第一日が土曜日の場合直前の木曜日)の午後6時までに結果を主催者団体に伝えること。主催者団体は直ちに加盟団体に周知する。
    - ② 加盟団体はこれが予想される場合、自団体の選手やチームに即連絡ができるように体制をおくのが望ましい。
5. 雨天による場合
  - (1) この場合、屋外競技を対象とする。

軟式野球競技、陸上競技、サッカー競技、テニス競技、ソフトボール競技
  - (2) 当日雨天の場合でもグラウンドが使用可能な場合は試合を行う。
  - (3) 競技実施中の雨天が生じた場合、試合続行か中止かの協議は主管競技団体(審判)と主催者団体(技術委員)で行い、連盟三役から確認を得て決定する。
  - (4) 前日雨天の場合、翌日(競技会実施日)の午前7時までに主管競技団体(審判)と主催者団体(技術委員)でグラウンド(コート)面の状況により、決行か中止または待機かを協議する。その日に出場する選手、チームは通常通り集合してもらい、結果を説明する。
    - ① その日が、明らかにグラウンド(コート)使用が不可能の場合、中止し、第2日に備える。
    - ② 天候の回復が望める場合、待機する。
    - ③ 第2日もグラウンド(コート)使用が不可能の場合、連盟三役の確認をとり、中止を決定する。
    - ④ 実行委員会は監督主将会議で選手、チームへの緊急連絡先を確認し、控えておくこと。
6. 試合中止による成績の決定
  - (1) 中止時点で順位が決まっている範囲とする。
  - (2) 試合中止による代替方法(くじで順位を決める等)は行なわない。
  - (3) 優勝チームが決まっていない場合、次回大会の優勝旗返還は行なわない。